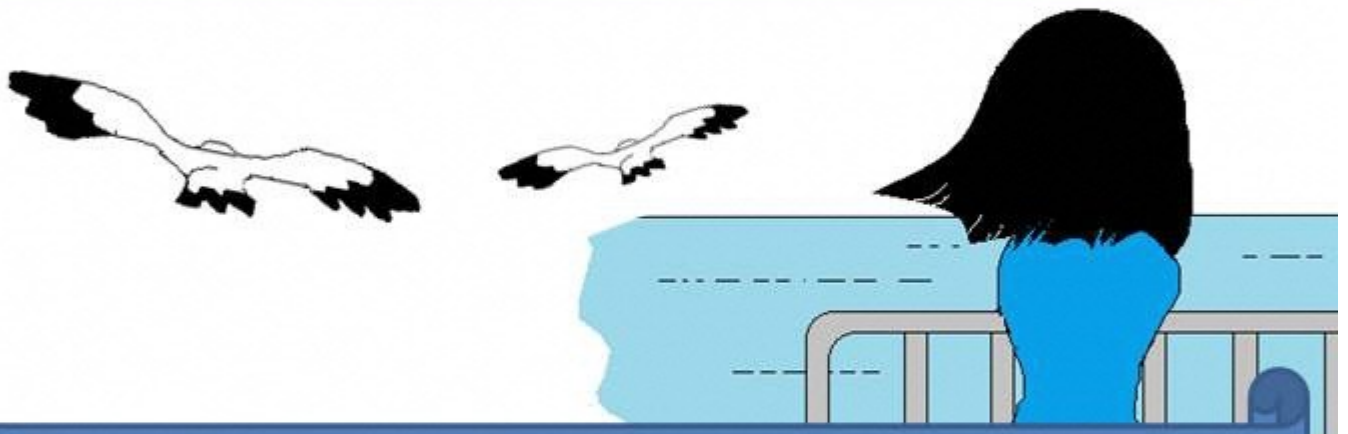


2 政府の取り組み

政府としては、北朝鮮側から納得のいく説明や証拠の提示がない以上、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提に立ち、北朝鮮側に対し、全ての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求しています。

そして、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するべく、政府の総力を挙げて最大限の努力を尽くすとしています。



拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、この問題について啓発・抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が公布・施行されています。

この法律では、拉致問題等の解決に向けた国の責務のほか、拉致問題等の啓発を図る国及び地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10～16日）の創設及び同週間での国・地方公共団体の啓発事業の実施等が定められています。